1 法律上の基準

- (1)化製場等に関する法律第9条第2項
 - 2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が都道府県の条例で 定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えな ければならない。

(2)化製場等に関する法律第9条第3項

3 第一項の区域が指定され、又は当該区域、動物の種類若しくは種類ごとの動物の数が変更された際現に動物を飼養し、又は収容するための施設で、当該動物を飼養し、又は収容している者であつて、当該指定又は変更により同項の許可を受けなければならないこととなる者は、当該指定又は変更の日から起算して二月間は、同項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができる。

(3)化製場等に関する法律第9条第4項

4 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、動物の種類及び数、施設の構造設備の概要その他都道府県の条例で定める事項をその施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、第一項の許可を受けたものとみなす。

(4)化製場等に関する法律第9条第6項

6 第一項から第四項までの規定は、家畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。

(5)化製場等に関する法律施行令第1条

第一条 化製場等に関する法律(以下「法」という。)第九条第一項の政令で定める動物の種類は、次のとおりとする。

- 一 牛
- 二馬
- 三 豚
- 四 めん羊
- 五 やぎ
- 六 犬
- 七 鶏(三十日未満のひなを除く。)
- 八 あひる(三十日未満のひなを除く。)
- 九 その他その飼養又は収容に関して公衆衛生上の配慮が必要な動物として都道府 県の条例で定める動物

(6)化製場等に関する法律施行令第2条

第二条 法第九条第六項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一 家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)に規定する家畜市場

- 二 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)に規定する競馬場
- 三 家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる施設で前条各号に掲げる種類の動物を飼養し又は収容するもの

2 国の運用通達による基準

(1)へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(昭和34年 衛発第927号厚生省公衆衛生局長通知)

3 県独自の基準

(1)鳥取県化製場等に関する法律施行細則第9条

第9条 法第9条第1項の許可を受けようとする者は、様式第6号による申請書を知事に提出しなければならない。

(2)鳥取県化製場等に関する法律施行条例第5条 第5条 法第9条第1項の条例で定める数は、別表第4のとおりとする。

(3) 鳥取県化製場等に関する法律施行条例別表第4

動物の種類	重がの数
牛	1頭
馬	1頭
豚	1頭
めん羊	4頭
やぎ	4頭
犬	10頭
鶏(30日未満のひなを除く。)	10033
あひる(30日未満のひなを除く。)	50羽

(4)化製場等に関する法律第9条第1項に区域の指定(平成2年鳥取県告示第455号)